

安全報告書

令和5年度版

多野観光株式会社

令和6年6月29日

安全報告書は、お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・正確・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

1. 輸送の安全に関する基本的な指針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹をなす最優先事項であることを深く認識し、社内にて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. お客様や従業員の安全に関する声に真摯に耳を向傾け、現場の状況を十分にふまえつつ、社員と共に、輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
3. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表すること。
4. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を継続的に実施し、安全対策を常に考え見直すことにより、全社員が一体となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 令和5年度の輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

（1）安全目標

目 標		結 果
重大事故	0件	0件
人身事故	0件	0件
上記内、責任事故	0件	0件
物損事故	0件	1件
上記内、責任事故	0件	1件
健康起因事故	0件	0件

※上記事故とは、道路交通法第72条第1項の交通事故をいいます。

（2）令和6年度安全目標

（重点施策）

- ・バス事業の使命に基づいて、公共輸送機関として『安全・正確・快適』な輸送サービスの提供。
- ・サービス事業であることを認識し、常に安全意識を高く持ち、輸送の安全確保に努める。
- ・年度を通じ、新型コロナウイルス感染症拡大予防に努める。

（スローガン）

- ① 重大事故ゼロ・事故件数ゼロ
- ② 飲酒運転 撲滅
- ③ 健康起因事故ゼロ継続 健康管理の徹底

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年4月1日から2024年3月31日までの期間における事故報告件数は、以下の通りです。

事故報告総数 〇件

4. 安全管理規定および安全統括管理者

『安全管理規定』は(別紙1)の通りです。

なお、安全統括管理者は 業務課長 境野 正幸 です。

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』は(別紙2)の通りです。

6. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づき、重点的に実施した施策は次の通りです。

1. バス事業の使令に基づいて、公共輸送機関として

『安全・正確・快適』な輸送サービスの提供。

・サービス事業であることを認識し、常に安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保に努める。

2. 経営トップを起点とする連絡体制については別途組織図の通りとする。

3. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

・安全統括管理者:(公財)関東貸切バス適正化センター主催「管理者向け指導監督講習」受講

・運行管理者及び補助者教育:自動車事故対策機構主催の講習会への受講

・乗務員教育:年間計画による社内教育実施

・指導乗務員研修:本社営業所及び埼玉営業所、両毛営業所にて随時実施とする。

・全国交通安全運動や年末年始安全総点検期間中前にてミーティングにより安全確保・技能向上に努める。

・車輛設備・整備について研修・訓練

(社内指導運転士・整備員による注意事項の徹底)

・冬季積雪、凍結時に関する研修・訓練実施(車庫内でのチェーン脱着訓練・座学)

4. 運行管理の徹底について

・運行管理者及び補助者が点呼を厳正に行います

5. 整備管理の徹底について

・車輛の日常点検整備を徹底します

6. 事故防止への取り組みについて

・年間で「チャレンジ365」実施。

班別の無事故・無違反期間を表示し、安全運転意識の向上を図っております。

・事故防止研修会を開催し、事故原因や防止策に関して話し合い、再発防止に取り組みます。

・事故警報、社内通達による他社事例を示し、ミーティングにより事故防止に取り組みます。

7. 運転士の健康管理、過労防止への取り組みについて

- ・定期健康診断の検査を年2回実施し専門機関と協力しながら積極的に取り組みます。
- ・脳ドック・心臓ドック及びSAS（睡眠時無呼吸症候群）検診を実施し、健康起因による事故を未然に防止するよう努める。
- ・労務管理の徹底。運行管理者と運転士の意思疎通を十分に図り、運転士の健康状態の把握に努める。

8. 新型コロナウイルス感染防止に対する取り組みについて

- ・バス車内を無光触媒（抗ウイルス・抗菌・有害物質分解・防臭）によるコーティング施工を行いました。
- ・コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ感染予防も含めて、必要な対策を適宜実施します。

【群馬県バス協会主催による安全に対する講習会風景】



【高崎市等広域消防局 高崎東消防署新町分署の指導による救急救命講座を全乗務員が受講】



7 . 事故、災害等に関する報告連絡体制

『緊急連絡体制』は(別紙3)に定める通りです。

8. 令和5年度の輸送の安全に関する計画

重点施策に対して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画は次の通りです。

令和5年度乗務員年間教育計画

実施月	教育内容
4月	無事故推進月間 ・春の全国交通安全について
	事業用自動車を運転する心構え、感染症予防対策について
5月	無事故推進月間 ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について
	事故防止運動指導（事故発生時の非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い等含む）
6月	無事故推進月間 ・梅雨時の安全運転・異常気象時における対処法について
	乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項について
7月	夏季輸送の安全総点検・夏の県民交通安全運動指導
	事業用自動車の構造上の特性について・安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法について
8月	旅客が乗降するときの安全を確保する為に留意すべき事項
	甲子園進入ルート指導及び確認
9月	車両整備点検 重点実施期間 ・秋の全国交通安全運動指導
	運行する経路及び営業区域における道路・交通状況の把握について
10月	無事故推進月間 ・高速道路安全走行月間
	労働基準法改定基準告示の教育について
11月	無事故推進月間 ・危険予測および回避について
	年末年始輸送の安全総点検・冬の県民交通安全運動指導
12月	スタッドレス・タイヤチェーン等 冬用装備点検期間・バス協会主催 事故防止講習会
	健康管理への重要性について、年末全体ミーティング
1月	冬山雪道研修・チェーンの着脱実習
	健康診断・ドライブレコーダーの記録・ヒヤリハット調査結果を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転について
2月	適性診断・貸切バス乗務員サービス講習会 ・適性診断の結果に基づき、指導を行う。運転者の運転適性に応じた安全運転について
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
3月	バスジャック等、緊急対応について（避難誘導の手順確認、非常口の点検等）
	春の全国交通安全について、乗務員グループディスカッション

9. 令和6年度の輸送の安全に関する重点施策

○運行関係

安全に関する基本方針

当社は安全輸送の確保に努め防衛運転とお客様第一主義に徹し、無事故が最大のサービスであると自覚し、お客様の快適な輸送の実現に貢献いたします。

- ① シートベルトの着用と道路状況等に適応した安全速度と適正な車間距離を保持すること。
- ② 高齢者及び子供の保護、二輪車への注意を怠らないこと。
- ③ 法の遵守精神を堅く維持すること。
- ④ 健康管理を徹底し、健康起因事故の発生を防止する。

令和6年度乗務員年間教育計画

(毎年度 同内容による実施で、いっそうの知識習得・理解度向上を目指しております)

実施月	教育内容
4月	無事故推進月間 ・春の全国交通安全について
	事業用自動車を運転する心構え
5月	無事故推進月間 ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について
	事故防止運動指導（事故発生時の非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い等 含む）
6月	無事故推進月間 ・梅雨時の安全運転・異常気象時における対処法について・
	乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項について
7月	夏季輸送の安全総点検・夏の県民交通安全運動指導
	事業用自動車の構造上の特性について・安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法について
8月	旅客が乗降するときの安全を確保する為に留意すべき事項
	甲子園進入ルート指導及び確認
9月	車両整備点検 重点実施期間 ・秋の全国交通安全運動指導
	運行する経路及び営業区域における道路・交通状況の把握について
10月	無事故推進月間 ・高速道路安全走行月間
	労働基準法改定基準告示の教育について
11月	無事故推進月間 ・危険予測および回避について
	年末年始輸送の安全総点検・冬の県民交通安全運動指導
12月	スタッドレス・タイヤチェーン等 冬用装備点検期間・バス協会主催 事故防止講習会
	健康管理への重要性について、年末全体ミーティング
1月	冬山雪道研修・チェーンの着脱実習
	健康診断・ドライブレコーダーの記録・ヒヤリハット調査結果を利用した運転者の運転適性に応じた安全運転について
2月	適性診断・貸切バス乗務員サービス講習会 ・適性診断の結果に基づき、指導を行う。
	運転者の運転適性に応じた安全運転について
3月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	バスジャック等、緊急対応について（避難誘導の手順確認、非常口の点検等） 乗務員グループディスカッション

1 教育計画

- ① 運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施します。新入社員については、班長をはじめとする指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の技能習熟度を勘案した教育を実施します。
- ② 責任事故は、事故毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。また、事故惹起者には個別に面談を実施し、ブラッシュアップアプローチに注力します。
- ③ 車掌に対し、車内事故防止のアナウンスの徹底教育を実施します。また、右左折時等の安全確保に関する教育の充実を図ります。

2 会議など

- ① 乗務員の班別会議を開き、ヒヤリハットに関する検討をいたします。情報を共有することにより事故防止に活用し、防衛運転に対してもより一層の認識を高めるよう努めます。
- ② 年2回 経営幹部、安全統括管理者、営業部門、乗務員が「事故防止対策協議会」を開催。意見交換や各種情報交換を積極的に実施し、協議を行います。

10. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置

実施日	本 社	令和5年12月13日
	埼玉営業所	令和5年12月14日
	両毛営業所	令和5年12月14日

重点監査事項

- 内部監査時の書類・写真による記録が取られているか。
- 教育・研修などを実施し、記録・写真など書面にて適切に保管・管理されているか。
- 乗務員の労務管理は適切に管理されているか。
- 経営管理部門から現場へ情報伝達の方法が適切か。

監査結果(指摘事項)

緊急の改善を要する指摘事項はありませんでした。

11. 行政処分の状況

下記日程で関東運輸局群馬運輸支局による一般（臨店）監査が実施されました。

本社営業所：令和6年 2月 7日 改善要請はありませんでした。

また、下記日程で(公財)関東貸切バス適正化センターによる巡回監査が実施されました。

埼玉営業所：令和6年 3月 11日 改善要請はありませんでした。

両毛営業所：令和5年 7月 5日 改善要請はありませんでした。

以上により、令和5年度 行政処分はありません。

12. その他

- 令和4年 4月 1日 群馬県環境GS事業者 認定(継続9年目)
- 令和4年 7月 13日 一般貸切旅客自動車運送事業 更新許可
(令和8年12月5日まで)
- 令和4年12月19日 貸切バス事業者安全性評価認定
三ツ星にて更新認定(2027年3月31日まで)
- 令和4年12月19日 貸切バス事業者安全性評価認定
10年を超える継続認定により表彰を受ける

